



2024年7月2日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ャ ス テ ッ ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 村 中 英 俊  
(コード番号 9717 東証プライム)  
問 合 せ 先 総 務 人 事 部 長 倉 橋 忍  
T E L 0 3 - 3 4 4 6 - 0 2 9 5 ( 代 表 )

## 株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2024年8月8日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に株式併合に関する議案並びに単元株式数の定めの変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年8月8日から2024年9月10日まで整理銘柄に指定された後、2024年9月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### I. 本臨時株主総会の開催日時及び場所

1. 開催日時 2024年8月8日（木曜日） 午後4時
2. 開催場所 東京都港区高輪3丁目5番23号 KDX 高輪台ビル1F 当社会議室
3. 付議議案  
決議事項  
第1号議案 株式併合の件  
第2号議案 定款一部変更の件

#### II. 株式併合について

##### 1. 株式併合の目的及び理由

当社が2024年4月5日付で公表いたしました「株式会社NTTデータによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、株式会社NTTデータ（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（但し、本新株予約権（注1）の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式及び本新株予約権（以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しております。

（注1）「本新株予約権」とは以下の新株予約権を総称していいます。

- ①2018年3月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第17回新株予約権（以下「第17回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年4月1日から2025年3月31日まで）

②2019年3月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第18回新株予約権（以下「第18回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年4月1日から2026年3月31日まで）

そして、当社が2024年5月24日付で公表いたしました「株式会社NTTデータによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は2024年4月8日から2024年5月23日まで本公開買付けを行い、その結果、2024年5月30日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株券等15,278,492株（本新株予約権の目的となる当社株式の数を含みます。所有割合（注2）：86.55%）を所有するに至りました。

（注2）「所有割合」とは、（i）当社が2024年4月12日に提出した第54期第1四半期報告書に記載された2024年2月29日現在の当社の発行済株式総数（18,287,000株）に、（ii）2024年2月29日以降2024年4月5日までに行使された新株予約権の合計である595個（2017年3月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第16回新株予約権（行使期間は2019年4月1日から2024年3月31日まで）522個及び第18回新株予約権73個）の目的となる当社株式数（59,500株）及び（iii）2024年4月5日現在残存する本新株予約権の数の合計である3,750個の目的となる当社株式の数（375,000株）（注3）を加算した株式数（18,721,500株）から、（iv）当社が2024年4月5日に公表した「2024年11月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2024年2月29日現在の当社が所有する自己株式数（1,068,756株）を控除した株式数（17,652,744株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。

（注3）2024年4月5日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	2024年4月5日現在の個数 (個)	目的となる当社株式の数(株)
第17回新株予約権	2,080	208,000
第18回新株予約権	1,670	167,000
合計	3,750	375,000

当社は、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、2023年7月24日、当時当社の取締役会長を務めていた神山茂氏から、同氏が所有する当社株式の全てについて、公開買付者への売却を公開買付者に打診していること、また、公開買付者からの初期的なデュー・ディリジェンスへの対応を含む必要な社内体制を構築してほしいとの連絡を受け、同日、一部の取締役等に伝達するとともに、総務人事部門において対応に従事する1名の職員を選定する等の本取引の検討体制の構築を進めました。その上で、本取引は、当社の主要株主である神山茂氏による株式の売却が予定されており、本公開買付けは当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的の一環として実施されることから、神山茂氏及びその資産管理会社である有限会社サスマ（以下総称して「応募予定株主」といいます。）と応募予定株主以外の当社の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、当社は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するとともに、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性を担保するため、2023年10月中旬、当社、応募予定株主、公開買付者及びその親会社から独立したリーガル・アドバイザーとして片岡総合法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。その後、2023年10月下旬、第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を選任いたしました。当社は、リーガル・アドバイザーである片岡総合法律事務所の法的助言を受け、速やかに、応募予定株主、公開買付者及びその親会社から独立した立場で本取引について検討・交渉等を行うための独立委員会（以下「本独立委員会」といいます。なお、本独立委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付する

ことが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した独立委員会の設置及び独立委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置することを検討し、2023年11月13日開催の取締役会にて独立委員会の設置を決議し、本独立委員会に対して、(ア)当社が公開買付者と本取引における条件等を交渉するにあたり、適時にその状況を報告するものとし、独立委員会は、当社取締役会に対し、重要な局面でその意見を述べ、指示及び要請をすることができる権限、(イ)当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益を図る観点から必要と認める場合、公開買付者と本取引における条件等について交渉を直接行うことができる権限、(ウ)当社の財務又は法務等のアドバイザーを信頼できると判断した場合、当社のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができ、また、当社のアドバイザーに対して、諮問事項に対する決定を行うに際して必要となる情報の収集を求める権限、並びに(エ)必要と判断する場合に、当社の合理的費用負担により、独立委員会独自の財務又は法務等のアドバイザーを選任することができる権限を付与いたしました。また、当社は、同日、応募予定株主、公開買付者及びその親会社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務(当社株式の株式価値の算定の基礎となる、2024年11月期から2026年11月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。))の作成等高い独立性が求められる職務を含みます。)を当社の社内に構築(利害関係を有する神山茂氏及び公開買付者出身の小畑哲哉氏(以下「小畑氏」といいます。)を含めない形で、代表取締役社長を中心に営業部門及び製造部門の担当取締役並びに管理部門の幹部職員からなる15名の検討チームを組成することを含みます。)いたしました。

上記の体制の下で、当社は、公開買付者から、2023年11月8日に、本公開買付価格の提案を含まず完全子会社化を前提とする当社の株式の取得の意向を表明した初期的提案を受領した後、リーガル・アドバイザーである片岡総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。また、本独立委員会は、リーガル・アドバイザーとして片岡総合法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券を選任することをそれぞれ承認するとともに、本取引に係る公開買付者の提案内容を踏まえ、事業内容、経営環境、経営課題やそれに対して現状想定している経営施策、本事業計画の内容及び前提、当社における本取引の検討体制、本取引の背景、経緯並びにシナジー効果等について当社から説明を受け、これらの点に関する検討及び協議を行いました。その中で、公開買付者に対して提示し、またプルーダスが当社株式の株式価値を算定する際に、その基礎となる本事業計画に関し、本独立委員会は、本事業計画が、応募予定株主、公開買付者及びその親会社から独立した者による主導の下、作成されていること(公開買付者の出身者である小畑氏が作成に關与していないことを含む。)について確認するとともに、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。また、本独立委員会は、当社取締役との面談による質疑応答、公開買付者への本取引の目的、本取引実施後の成長戦略・シナジー効果、本取引における希望ストラクチャー、本取引後の組織・人事を問う2024年1月31日付の質問状の提出に対して公開買付者から同年2月9日付にて回答を受領したこと、並びに、同月13日開催の本独立委員会における、公開買付者からの、当社の経営環境、経営課題、本取引の背景、経緯、非公開化の必要性、目的、シナジー効果、本取引後の経営方針、本取引のスキーム並びに本取引における諸条件等に関する説明の聴取及び意見交換等を通じて、当社の経営環境、経営課題、本取引の背景、経緯、非公開化の必要性、目的、シナジー効果、本取引後の経営方針、本取引のスキーム並びに本取引における諸条件等について、確認を行いました。特に、本独立委員会においては、公開買付価格とは別に、本取引の実施に伴うデメリットとして当社の懸念していた①公開買付者と競合分野のある取引先との取引が、失注・撤退するおそれ、②独立系を望む従業員のモチベーションの低下により離職率の上昇、人材採用方針の不安定化による内定辞退が発生する可能性について、公開買付者に対してこれらへの認識や当社の対策への協力の可否を確認し、公開買付者及び当社において、懸念事項の認識共有と本取引後の協力体制の確認を行いました。

本公開買付価格の交渉については、2024年3月5日、公開買付者から本公開買付価格を1,700円とし、

本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）については、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価格との差額に各本新株予約権の目的となる当社株式の数を乗じた金額とし、第17回新株予約権1個につき39,300円、第18回新株予約権1個につき70,400円とする旨の提案を受けた後、本独立委員会の意見も踏まえ慎重に検討した結果、2024年3月7日、当社は、公開買付者に対し、当該公開買付価格は本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準でないと考えられることから、本公開買付価格の引き上げ要請をいたしました。その後、当社は、公開買付者より、2024年3月14日に、本公開買付価格を1,800円、第17回新株予約権1個につき49,300円、第18回新株予約権1個につき80,400円とする提案を受領したものの、本独立委員会の意見も踏まえ慎重に検討した結果、2024年3月18日に、当社は、公開買付者に対し、当該公開買付価格は本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではなく、また本公開買付けと同種の公開買付け事例におけるプレミアム水準を考慮しても、未だ十分な価格に達していないと考えられることから、本公開買付けの引き上げ要請をいたしました。その後、当社は、公開買付者より、同月26日に、本公開買付価格を1,880円、第17回新株予約権1個につき57,300円、第18回新株予約権1個につき88,400円とする提案を受領したものの、本独立委員会の意見も踏まえ慎重に検討した結果、同月27日に、当社は、公開買付者に対し、当該公開買付価格は依然として本公開買付けと同種の公開買付け事例におけるプレミアム水準を考慮しても、未だ十分な価格に達していないと考えられることから、本公開買付価格の引き上げを再度要請いたしました。その後、当社は、公開買付者より、2024年4月2日に、本公開買付価格を1,940円、第17回新株予約権1個につき63,300円、第18回新株予約権1個につき94,400円とする旨提案を受け、当該提案が最終の提案である旨を伝達されました。当社は、公開買付者に対し、2024年4月4日、本独立委員会との協議も踏まえ、当社の取締役会での承認を前提のもと、当該提案を応諾する旨を回答し、本公開買付価格を1,940円、本新株予約権買付価格を、第17回新株予約権1個につき63,300円、第18回新株予約権1個につき94,400円とすることで公開買付者と合意に至りました。

以上の経緯の下で、当社は、片岡総合法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から受けた助言、プルータスから受けた助言及び当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（プルータス）」）及び本公開買付価格の財務的な観点からの公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本独立委員会から提出を受けた2024年4月4日付答申書（以下「本答申書」といいます。なお、本答申書の概要については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した独立委員会の設置及び独立委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）において示された本独立委員会の意見を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性について慎重に検討・協議を行いました。

その結果、当社は、2024年4月5日開催の取締役会において、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて公開買付者の完全子会社となることが、当社の企業価値の向上に資するものであると考えに至りました。

当社が置かれている環境は、新型コロナウイルス感染症の抑制による社会活動の正常化が進んでおり、堅調な国内景気、「2025年問題」（注4）解決を背景としたDX（デジタルトランスフォーメーション）（注5）の名のもとに各業種各企業が新しいIT技術（生成AI（注6）、5G（注7）及びクラウドサービス（注8）等）を用いた既存システムの再構築や機能追加等のIT投資に積極的で、当社にとっても追い風となっておりますが、システム開発業界におけるIT人材不足により、需要増加分を十分に受注できない状況となっております。

（注4）「2025年問題」とは、経済産業省が2018年9月に公表した「DXレポート」（デジタルトラン

スフォーメーションに向けた研究会)で、既存レガシーシステムの保守課題が克服できない場合、2025年以降、最大12兆円/年の経済損失が生じる可能性を「2025年の崖」と指摘したことをいいます。

(注5)「DX(デジタルトランスフォーメーション)」とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応するために、デジタル技術を活用し、業務、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通じて、競争上の優位性を確立することをいいます。

(注6)「生成AI」とは、Generative Artificial Intelligence、データのパターンや関係を学習し、様々なコンテンツ(文章、画像、音声等)を生成する技術をいいます。

(注7)「5G」とは、5th Generation(第5世代移動通信システム)、「第4世代移動通信システム(4G)」に比べて超高速、超大容量、超大量接続及び超低遅延で移動通信を実現する基盤技術をいいます。

(注8)「クラウドサービス」とは、インターネットを経由してサーバーやアプリケーション機能を提供するサービスをいいます。

昨今、顧客ビジネスにより近い領域(課題発掘、コンサルティング等)や、システム開発の代替サービス(業務パッケージ、WEBサービス、ERP(注9)等)の活用検討等の領域について、システム開発会社を子会社に持つコンサルティングを提供する企業の進出が目に見えて増加しており、当社に対しても、システム開発だけではなく当該分野における顧客からの期待が高まっております。

(注9)「ERP」とは、Enterprise Resource Planning(企業資源計画)の略で、企業の経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情報」に関する情報を一元管理するシステムをいいます。

加えて、当社では、開発体制強化のための人材及び協力会社の確保並びに要員育成強化を喫緊の課題と認識しており、中途採用の強化、協力会社に対する発注予定案件の早期開示によるコアパートナー拡大、不採算案件の教訓を題材とした教育プログラムの開発及び生産性向上を前提とした待遇改善による人材流出の抑止等を図っております。

このような事業環境の下、上記の顧客ビジネスにより近い領域や、システム開発の代替サービスの活用検討等の領域における顧客からの当社に対する期待や、人材の確保並びに要員育成強化という課題に関連し、本取引により期待できるシナジー効果により、当社の企業価値の向上が図れると判断いたしました。当社が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジー効果は以下のとおりです。

#### (a) 強固な業務提携の更なる深耕による競争力向上

当社は、公開買付者から、1986年から約40年にわたりシステム開発案件の一部を受託しており、長い取引関係にあります。また、当社から公開買付者への出向や公開買付者の新入社員の育成の観点での交流等、様々な形態での人事交流も行われております。

当社は、(ア)公開買付者並びに株式会社NTTデータグループ、その連結子会社(594社(2023年12月31日時点))及び持分法適用関連会社(49社(同日時点)) (以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。)が有する多種多様な業界における顧客基盤の中でも金融・公共分野において親和性が高く、本取引を実施することによって、当社と公開買付者グループが提供するサービスの統合又は連携により、当社のプレゼンス拡大、競争力向上が可能となり、ビジネス機会の拡大に繋がると認識しております。また、これまで以上に公開買付者グループが参画する長期的かつ大規模な案件に取り組むことが可能となり、有償稼働率及び販売効率の上昇に繋がるものと考えております。加えて、(イ)顧客ビジネスにより近い領域(課題発掘、コンサルティング等)や、システム開発の代替サービス(業務パッケージ、WEBサービス、ERP等)の活用検討等の領域において、公開買付者グループは相応の知見や受注実績を有していると考えており、本取引によって当社としてもさらに同領域の競争力が向上するものと認識しております。このような強固な業務提携による当社の競争力の向上が期待できる点は、長い取引関

係にあり、金融・公共分野における親和性の高い公開買付者グループであるからこそと認識しております。

(b) IT人材及び経営人材の確保

システム開発業界では、IT人材数及びその有償稼働率が業績に大きな影響を与えるため、当社においては、開発体制強化のための人材及び協力会社の確保や、開発要員育成強化等のための人材投資を課題として認識しております。

そのような課題に対し、当社は「待遇の改善」や「教育の充実」に真摯に取り組んでおりますが、本取引を実施することにより、公開買付者グループの労働市場におけるブランド力を活かすことによって採用力の強化が期待できると同時に、公開買付者グループが有する社員の多様な専門性・志向に応じた育成体系、幅広く整備された育成コンテンツ、コミュニティ学習を推進する仕組み、多様な人材が活躍できるカルチャーの醸成を目指したキャリアパス実現制度、働く場所や時間を柔軟に設定できる環境を必要に応じて取り入れることにより、教育体制の更なる充実や、ひいては社員の離職防止に繋がるものと考えております。

加えて、当社では経営人材の不足も長期的な課題として認識しており、本取引の実施によって、公開買付者グループから経営者としての適性を有する人材を取締役として招いたり、経営人材の育成に関するノウハウを得たりすることによって、上記課題の解決を図ることができると考えております。このような育成体制及び経営人材の確保が期待できるのは、日本国内におけるITサービス業界のリーディングカンパニーを自負する公開買付者グループであるからこそと認識しております。

さらに、本取引に伴うメリットとして、当社は、本取引を通じて当社株式が非公開化されることにより、監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となります。

なお、本取引に伴うデメリットとして、公開買付者と競合分野のある取引先との取引が、失注・撤退となる可能性があること、当社の社員一般については、本取引の実施が離職防止に繋がると考えているものの、従業員のうち、独立系企業への勤務を志向する者のモチベーションの低下により離職率の上昇や人材採用方針の不安定化による内定辞退が発生する可能性があることが挙げられます。もっとも、この点については、公開買付者と営業領域の調整を行うことで、取引の剥落を極小化すること、当社の将来像を公開買付者と早期に擦り合わせ、予期しない大きな変革を防ぐこと、従業員や内定者に対する丁寧な説明会を早期に実施することにより、かかるデメリットが長期化することは回避可能であると考えております。また、上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなることや、取引先を含む外部からの社会的信用の獲得、知名度の維持といった上場会社であることによるメリットを享受できなくなることが挙げられますが、当社においては現在の財務状況を踏まえ市場からの資金調達を必ずしも必要としていないことや、取引先の信頼関係は既に一定構築されており、非公開化を理由に既存の取引関係が大きく剥落することはないと考えられること、公開買付者の親会社であり、東京証券取引所プライム市場上場会社である株式会社NTTデータグループのグループ企業となるものであり社会的信用や知名度は維持・向上が期待されること、これまでの事業運営により積み重ねてきた信頼や獲得してきた知名度に関しては、上場廃止により直ちに失われるものではないことから、非公開化後も、かかるデメリットによる影響は僅少であると考えております。

以上より、当社取締役会は、2024年4月5日、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

また、本公開買付価格については、(a) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載のプルータスによる当社株式の株式価値

の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回るものであり、また、類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、さらに、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、（b）本公開買付価格である1,940円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年4月4日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,445円に対して34.26%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム計算において同じとします。）、過去1ヶ月間（2024年3月5日から2024年4月4日まで）の終値単純平均値1,434円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して35.29%、過去3ヶ月間（2024年1月5日から2024年4月4日まで）の終値単純平均値1,395円に対して39.07%、過去6ヶ月間（2023年10月5日から2024年4月4日まで）の終値単純平均値1,445円に対して34.26%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、本公開買付価格のプレミアムは、本公開買付けと同種の事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年3月22日に公表し成立した非公開化を目的とした公開買付けの事例（MBO取引、EBO取引及び不動産関連取引は除外。）133件）におけるプレミアム水準（公表日前営業日の終値、並びに公表日の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値それぞれからのプレミアム）の中央値（それぞれ44.42%、44.55%、43.70%、45.08%）及び平均値（それぞれ50.13%、52.74%、53.32%、53.01%）を下回るものの、過去20年間における当社株価の最高値1,586円（2020年11月26日）に対して22.32%のプレミアムが付されていることも勘案し、一定の水準のプレミアムが付されていると認識していること、（c）本公開買付価格が、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられた上で、当社と公開買付者間で真摯に交渉を重ねた上で決定された価格であること、具体的には、プルータスによる当社株式の株式価値の算定結果の内容や片岡総合法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、本独立委員会による交渉方針や交渉局面における意見、指示、要請等に基づいて当社と公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額（1株当たり1,700円）よりも1株当たり240円（14.1%）（小数点以下第二位を四捨五入）引き上げられた価格で提案された価格であること、（d）本独立委員会から取得した本答申書において、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した独立委員会の設置及び独立委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されていること、（e）下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

さらに、当社は、本新株予約権買付価格については、それぞれ本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権の目的となる当社株式の数を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準に算定されていることから、上記（a）乃至（e）の点を踏まえ、本公開買付けは当社の本新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年4月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様

対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）全員の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり本公開買付けは成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できず、また、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかったことから、当社は、公開買付者から要請を受け、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、本取締役会において、当社の株主を公開買付者のみとするために、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式2,400,000株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

①	本臨時株主総会基準日公告日	2024年6月3日（月）
②	本臨時株主総会基準日	2024年6月18日（火）
③	本取締役会決議日	2024年7月2日（火）
④	本臨時株主総会開催日	2024年8月8日（木）（予定）
⑤	整理銘柄指定日	2024年8月8日（木）（予定）
⑥	当社株式の最終売買日	2024年9月10日（火）（予定）
⑦	当社株式の上場廃止日	2024年9月11日（水）（予定）
⑧	本株式併合の効力発生日	2024年9月13日（金）（予定）

### (2) 株式併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合比率

当社株式について、2,400,000株を1株に併合いたします。

#### ③ 減少する発行済株式総数

17,326,914株

(注) 当社は、本取締役会において、2024年9月12日付で自己株式960,079株（本日現在、当社が所有する全ての自己株式975,579株から、本新株予約権が行使されることにより交付予定の株式に充当される自己株式15,500株を控除した株数）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

#### ④ 効力発生前における発行済株式総数

17,326,921株

(注) 当社は、本取締役会において、2024年9月12日付で自己株式960,079株（本日現在、当社が所有する全ての自己株式975,579株から、本新株予約権が行使されることにより交付予定の株



式に充当される自己株式 15,500 株を控除した株数)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
7株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
28株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2024年9月11日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年9月12日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,940円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様が交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称  
株式会社NTTデータ

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を自己資金により賄うことを予定しているとのことです。当社は、公開買付者が、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を確保できることを、株式会社みずほ銀行による、2024年4月8日付の、公開買付者名義の普通預金の残高が37,678,616,426円である旨の残高証明書を確認取得することにより、確認しております。

以上より、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2024年9月下旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることに付いて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年10月上旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2024年11月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

### 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

#### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

##### ① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手續として行われるものであるところ、本公開買付けの公表日において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)にも該当いたしません。本公開買付けは当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的の一環として実施されることから、応募予定株主と応募予定株主以外の当社の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、公開買付者及び当社は、本公開買付け及び本新株予約権買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

##### ② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「2.株式併合の要旨」の「(2)株式併合の内容」の「⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年9月12日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付け価格と同額である1,940円を乗じた金額となる予定です。

上記「1.株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付け価格である1,940円について、(a)本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」に記載のプルータスによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回るものであり、また、類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、さらに、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b)本公開買付け価格である1,940円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年4月4日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,445円に対して34.26%、過去1ヶ月間(2024年3月5日から2024年4月4日まで)の終値単純平均値1,434円に対して35.29%、過去3ヶ月間(2024年1月5日から2024年4月4日まで)の終値単純平均値1,395円に対して39.07%、過去

6ヶ月間（2023年10月5日から2024年4月4日まで）の終値単純平均値1,445円に対して34.26%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、本公開買付価格のプレミアムは、本公開買付けと同種の事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年3月22日に公表し成立した非公開化を目的とした公開買付けの事例（MBO取引、EBO取引及び不動産関連取引は除外。）133件）におけるプレミアム水準（公表日前営業日の終値、並びに公表日の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値それぞれからのプレミアム）の中央値（それぞれ44.42%、44.55%、43.70%、45.08%）及び平均値（それぞれ50.13%、52.74%、53.32%、53.01%）を下回るものの、過去20年間における当社株価の最高値1,586円（2020年11月26日）に対して22.32%のプレミアムが付されていることも勘案し、一定の水準のプレミアムが付されていると認識していること、（c）本公開買付価格が、下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられた上で、当社と公開買付者との間で真摯に交渉を重ねた上で決定された価格であること、具体的には、プルータスによる当社株式の株式価値の算定結果の内容や片岡総合法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、本独立委員会による交渉方針や交渉局面における意見、指示、要請等に基づいて当社と公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額（1株当たり1,700円）よりも1株当たり240円（14.1%）（小数点以下第二位を四捨五入）引き上げられた価格で提案された価格であること、（d）本独立委員会から取得した本答申書において、下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した独立委員会の設置及び独立委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されていること、（e）下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、2024年4月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することの決議をした後、本臨時株主総会の招集を決定した本取締役会の決議に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、本株式併合により生じる端数の処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（i）本公開買付け

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は2024年4月8日から2024年5月23日まで本公開買付けを行い、その結果、2024年5月30日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社株券等15,278,492株（本新株予約権の目的となる当社株式の数を含みます。所有割合：86.55%）を所有するに至りました。

（ii）自己株式の消却

当社は、本取締役会において、2024年9月12日付で自己株式960,079株（本日現在、当社が所有する全ての自己株式975,579株から、本新株予約権が行使されることにより交付予定の株式に充当される自己株式15,500株を控除した株数）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、17,326,921株となります。

## (2) 上場廃止となる見込み

### ① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者のみとする予定です。その結果、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2024年8月8日から2024年9月10日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年9月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

### ② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断したためであります。

### ③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した独立委員会の設置及び独立委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は、本取引を行うこと（公開買付者の実施する公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、当社の株主及び新株予約権者に対して公開買付けへの応募を推奨することを含む。以下同じです。）の決定が当社の少数株主にとって不利益ではないかについて本独立委員会に諮問し、2024年4月4日付で本独立委員会より、本取引を行うことの決定が当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の本答申書の提出を受けております。

## (3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本公開買付けの公表日において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当いたしません。本公開買付けは当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的の一環として実施されることから、応募予定株主と応募予定株主以外の当社の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、公開買付者及び当社は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を講じております。以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

### ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、公開買付者の完全親会社である株式会社 NTT データグループ、当社及び応募予定株主から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2024年4月4日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（大和証券）」といいます。）を取得したとのことです。なお、大和証券は、公開買付者、当社及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えており、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

公開買付者が大和証券から取得した本株式価値算定書（大和証券）の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」を参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会における意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付け価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付け価格の公正性を担保するために、当社、応募予定株主、並びに公開買付者及びその完全親会社である株式会社NTT データグループから独立した第三者算定機関であるブルータスに対し、2023年10月下旬に、当社株式の株式価値の算定及び本公開買付け価格の財務的な観点からの公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、ブルータスから、2024年4月4日付で本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオンを取得しております。

なお、ブルータスは、当社、応募予定株主、公開買付者及びその親会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオンの概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。

③ 当社における独立した独立委員会の設置及び独立委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、2023年11月8日、公開買付者から意向表明書を受領したことを契機として、片岡総合法律事務所の助言も踏まえ、当社取締役会において、本取引の是非につき審議及び決議を行うに先立ち、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、本独立委員会を設置することといたしました。また、当社は、並行して、片岡総合法律事務所の助言を得つつ、本独立委員会の委員の候補者の検討を行いました。その上で、当社は、本独立委員会の委員の候補者が、公開買付者からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、片岡総合法律事務所の助言を得て本独立委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本独立委員会を構成するべく、当社の独立社外取締役である、清水真一郎氏、松本実氏及び中家華江氏の3名を本独立委員会の委員の候補として選定し、2023年11月13日開催の取締役会決議によりこれらの3名を委員とする本独立委員会を設置いたしました（なお、本独立委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、かかる設置の審議及び決議には、当時取締役会長を務めていた神山茂氏及び公開買付者の出身者である小畑氏は参加しておりません。）。なお、本独立委員会の委員の報酬は、本取引の成否及び答申内容にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

その上で、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、2023年11月13日開催の取締役会における決議により本独立委員会を設置するとともに、本独立委員会に対し、(a) 本取引の目的に合理性があるか、(b) 本取引における条件は公正・妥当であるか、(c) 本取引に至る交渉過程等の手続が公正であるか、(d) 本取引を行うこと（公開買付者の実施する公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、当社の株主及び新株予約権者に対して公開買付けへの応募を推奨することを含む。）の決定が当社の少数株主にとって不利益ではないか（以下、(a) から (d) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

加えて、当社は、本独立委員会を当社取締役会から独立した会議体として位置付け、当社取締役会は、本取引に関する意思決定を行うに際して、本答申書において示された本独立委員会の意見を最大限尊重する旨を決議しております。なお、本諮問事項（d）のうち、当社の新株予約権者に対して公開買付けへの応募を推奨することが当社の少数株主にとって不利益ではないかという事項については、2024年3月29日の取締役会において追加で諮問されたものです。

併せて、当社は、本独立委員会に対して、（ア）当社が公開買付者と本取引における条件等を交渉するにあたり、適時にその状況を報告するものとし、本独立委員会は、当社取締役会に対し、重要な局面でその意見を述べ、指示及び要請をすることができる権限、（イ）当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益を図る観点から必要と認める場合、公開買付者と本取引における条件等について交渉を直接行うことができる権限、（ウ）当社の財務又は法務等のアドバイザーを信頼できると判断した場合、当社のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができ、また、当社のアドバイザーに対して、諮問事項に対する決定を行うに際して必要となる情報の収集を求める権限、並びに（エ）必要と判断する場合に、当社の合理的費用負担により、本独立委員会独自の財務又は法務等のアドバイザーを選任することができる権限を付与することを決議しております。上記（エ）のとおり付与された権限に基づき、本独立委員会は、独自の法務アドバイザー兼独立委員会事務局として、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業を2023年11月13日に選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本独立委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

#### （ii）検討の経緯

本独立委員会は、2023年12月5日から2024年4月4日までの間に合計13回にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項についての協議・検討を行いました。

具体的には、本独立委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券、当社の第三者算定機関であるプルータス及び当社のリーガル・アドバイザーである片岡総合法律事務所について、公開買付者及び応募予定株主の関連当事者には該当しないこと、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれの選任を承認しております。

また、本独立委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本独立委員会は、片岡総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本独立委員会は、本事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本独立委員会は、事業内容、経営環境、経営課題やそれに対して現状想定している経営施策、本事業計画の内容及び前提、当社における本取引の目的、意義、背景、経緯及びシナジー効果、本取引後の経営方針等について当社から説明を受け、これらの点に関する検討及び協議を行いました。その中で、公開買付者に対して提示し、またプルータスによる当社株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画に関し、本独立委員会は、本事業計画が、神山茂氏及び公開買付者から独立した者による主導の下、作成されていること（公開買付者の出身者である小畑氏が作成に関与していないことを含む。）について確認するとともに、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。その上で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、プルータスは、本事業計画を前提として当社株式の株式価値の算定を実施しておりますが、本独立委員会は、プルータスから、当社株式の株式価値の算定に係る算定方法、当該算

定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容重要な前提条件等について説明を受け、その内容等について質疑応答を行っております。

また、本独立委員会は、当社及びSMBC日興証券から、当社と公開買付者との間の交渉について、適時に報告を受けた上で、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本独立委員会は、公開買付者からの本公開買付価格を含む本取引の取引条件に関する提案を当社が受領次第、当社及びSMBC日興証券から報告を受け、SMBC日興証券からの公開買付者との交渉方針等についての分析・意見、類似事例のプレミアム水準の分析、プルータスによる株価算定結果に関する説明等を踏まえて検討を行いました。

さらに、本独立委員会は、片岡総合法律事務所から、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトについて説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

### (iii) 判断内容

本独立委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2024年4月4日付で、当社取締役会に対し、本諮問事項につき委員全員の一致で、大要以下の内容とする本答申書を提出しております。

#### (a) 答申内容

- ア 本取引の目的に合理性が認められる。
- イ 本取引の条件は公正・妥当であると認められる。
- ウ 本取引に至る交渉過程等の手続は公正であると認められる。
- エ 上記アからウを踏まえ、本取引を行うことの決定（公開買付者の実施する公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、当社の株主及び本新株予約権者に対して公開買付けへの応募を推奨することを含む。）が当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる。

#### (b) 答申内容

##### ア 本取引の目的の合理性について

以下の点を踏まえると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的には合理性があるものと考えます。

- ・当社は、ソフトウェア開発を主な事業としているところ、当社が属するソフトウェア開発事業における全国的なIT人材不足を踏まえ、当社において各企業の積極的なIT投資需要を十分に受注することができていない状況にある。また、当社に対する顧客からの要求はシステム開発だけでなく、顧客ビジネスにより近い領域（課題発掘、コンサル等）やシステム開発の代替サービス（業務パッケージ、WEBサービス、ERP等）の活用検討等の領域に広がっており、当社としてはこれらの顧客からのニーズに対応していく必要がある。加えて、昨今の情勢を踏まえ、当社としては、生成AIの活用等も考慮に入れた開発コストの大幅な低減にも応えていく必要があると認識している。このような事業環境において、当社は、(a) コンサルティング事業の強化等顧客ビジネスにより近い領域及びシステム開発の代替サービスの活用検討等の領域への進出、公共分野等金融・保険、運輸以外の顧客基盤の強化・開拓、生成AI等最先端技術への対応による開発コストの低減等を通じた成長基盤の確保、(b) 開発体制強化のための人材及び協力会社の確保並びに要員育成強化、経営人材の確保等、が経営課題であると認識している。
- ・当社は、本取引の実施により、公開買付者グループとの強固な業務提携等を実現することにより、(a) より上流工程として顧客ビジネスに近い領域（課題発掘、コンサルティング等）及びシステム開発の代替サービス（業務パッケージ、WEBサービス、ERP等）の活用検討等の領域への進出、当社が従前から強みを有する金融・保険、運輸の分野のみならず、当社がこれまで十分に進出できていない公共分野等の他の分野における当社のビジネ

ス機会の拡大、これまで以上に公開買付者グループが参画する長期的かつ大規模案件に当社も取組むことが可能となることによる有償稼働率及び販売効率の上昇、公開買付者グループとの連携による生成 AI 等最先端技術への対応等を通じて、今後の更なる成長のための成長基盤を確保することが合理的に期待できるとともに、(b) システム開発事業に係る労働市場において一定の評価を受けている「NTT データ」グループとなることによる人財の採用力の強化、公開買付者グループが有する教育・研修システム、キャリアパス実現制度、柔軟な労務環境の提供等による教育体制の更なる充実及び社員の離職防止効果、さらには公開買付者グループからの取締役等の派遣を通じた経営人材の確保等も合理的に期待することもできる。

- ・なお、本取引に伴うデメリットとして、公開買付者と競合分野のある取引先との取引を失う可能性があるものの、当社によれば、公開買付者と営業領域の調整を行うことで、既存取引先との取引の剥落を極小化することを検討しているとのことであるほか、公開買付者によれば、仮に当該取引先との取引を失うこととなった場合でも、公開買付者は公開買付者グループとの連携により当社の売上高確保は可能であると考えているとのことである。また、本取引に伴うデメリットとして、これまで「独立系」を標榜してきた当社において、独立系を望む従業員のモチベーションの低下により離職率の上昇や人材採用方針の不安定化による内定辞退が発生する可能性があるが、当社によれば、従業員や内定者に対する丁寧な説明会を早期に実施することにより、かかるデメリットが長期化することは回避可能であると考えているとのことである。当社及び公開買付者へのヒアリングを通じて、これらの説明に不合理な点は認められず、本独立委員会としては、本取引により想定される各デメリットは限定的であり、いずれも本取引のメリットを上回るものとはいえず、本取引の目的の合理性を失わせるものとは認められないものとする。
- ・当社の企業価値を最大限向上させる観点からは、公開買付者との間で行う本取引による完全子会社化は、他の現実的にあり得る手段と比較しても優位性を有する合理的な選択肢であると考えられる。

#### イ 取引条件の公正性・妥当性について

以下の点を踏まえると、本取引の交渉状況やスキーム等の妥当性を前提に、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格については、その公正性・妥当性が認められ、本公開買付けを含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると認められる。

- ・公開買付者と当社との間の本公開買付価格等の交渉の過程においては、公開買付者からの提案に対して、都度、本独立委員会に対し、SMB C 日興証券による当該提案の内容及び分析の説明が行われ、当該提案に対する回答方針及び回答案について審議がなされ、本独立委員会として、適宜、意見を表明し、本独立委員会の意見が適切に反映された上で、公開買付者に対する回答が行われた。かかる交渉過程において、本独立委員会は、公開買付者と当社との間の本公開買付価格等の交渉について、本独立委員会に与えられた権限を踏まえて主体的かつ実質的に関与をした。公開買付者との間の複数回にわたる交渉の結果として、本公開買付価格は、1株あたり1,700円、1,800円、1,880円、1,940円へと引上げがなされたところ、本公開買付価格等の交渉経緯について、利害関係を有する関係者の影響により交渉過程が歪められたといった事情は見受けられず、実質的にも独立当事者間取引と同視できる状況が確保されており、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して真摯な交渉がされた経緯を認めることができる。本取引においては十分な公正性担保措置が講じられていることも考慮すれば、公開買付者と当社との取引条件に関する交渉過程については、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されていたと評価することができる。
- ・本事業計画の作成に当たっては、応募予定株主、公開買付者及びその親会社と利害関係を



有する者の関与なくして作成されたものであり、また、本事業計画の数値は、事業部門から積み上げた計画数値も踏まえて達成可能性の合理性を検証した上で作成されたものである。本事業計画の策定手続について、恣意的な点は見当たらず、特に不合理な点は認められない。また、本事業計画については、公開買付者との本取引が行われることを前提としない、いわゆるスタンドアローン・ベースで作成されており、本事業計画の内容についても、本独立委員会は、当社に対するヒアリング等を通じて確認したが、実現可能性を合理的に見込むことができる当社における努力要素を十分に織り込んだ上で、当社の置かれた現状の事業環境を踏まえ、当社において合理的に実現可能な事業計画を作成したものであると認められ、また、不合理に保守的となっている点も見受けられないことから、本事業計画の内容について、当社の少数株主の利益の観点から不合理な点は認められない。

- ・ プルータスの本株式価値算定書（プルータス）については、プルータスに対するヒアリング等によれば、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の選択、並びにそれぞれの算定方法及び算定根拠について、いずれも不合理な点は見当たらないところ、本公開買付価格は、①市場株価法の算定結果の上限値を超えており、②類似会社比較法の算定結果のレンジの中央値を上回っており、さらに、③DCF法の算定結果のレンジの中央値も上回っていると認められる。
- ・ 当社はプルータスから本フェアネス・オピニオンを取得しているところ、プルータスは、本公開買付価格が当社の株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の意見を述べている。本フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容に特に不合理な点はなく、これによっても本公開買付価格の妥当性が裏付けられるものと考えられる。
- ・ 本公開買付価格のプレミアム水準は、類似案件の平均的なプレミアム水準には満たない。しかし、本公開買付価格については、基準日の終値、直近1か月間の終値単純平均値、直近3か月間の終値単純平均値、直近6か月間の終値単純平均値に対してそれぞれ34.26%、35.29%、39.07%、34.26%となるプレミアムが付されたものであること、プルータスによる市場株価法の算定レンジの上限値を上回っており、DCF法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、かつ中央値を上回っている金額であること、過去20年間における当社株価の最高値は1,586円（2020年11月26日）であり、当該最高価格からも約22%のプレミアムが付されていること等も勘案すると、相応のプレミアム水準が確保されていると評価することができる。
- ・ 本取引の買収の方法は、上場会社の完全子会社化を行う際に一般的に採用されている方法の1つであり、かつ、二段階目のいずれの手続においても、少数株主において買収対価が不当に低いと考える場合には、裁判所に対する売渡価格の決定の申立て又は株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。また、本公開買付けに応募しなかった株主及び本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けに応募した場合に受領する価格と同一になるように算定される予定とのことである。加えて、本取引における買収対価の種類については、公開買付者の株式を対価とすることも一応考えられるが、公開買付者と当社の事業が一致するとまではいえないこと、対価の分かり易さ並びにその価値の安定性及び客観性が高いという点では株主及び本新株予約権者が受領する対価を株式とするよりも現金とする方が望ましく、公開買付者の株価が下落するリスクを負うことを回避できること等からすると、買収の方法として公開買付けを伴う二段階買収の方法を採用し、買収対価を現金とすることには、合理性が認められる。
- ・ 本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、それぞれ本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権の目的となる当社株式の数を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準に算定されていることから、本公開買付けは当社の本新株予約権者に対して、合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると認められる。

ウ 本取引に至る交渉過程等の手続の公正性

以下の点を踏まえると、本取引では、(i) 取引条件の形成過程において実質的にも独立当事者間取引といえる状況が確保され、(ii) 少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点から見ても、本取引にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用され、かつ、実効性をもって運用されていると認められることから、結論として、本取引においては、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、本取引に至る交渉過程等の手続は公正なものといえる。

- ・当社は、応募予定株主、公開買付者及びその親会社並びに本取引の成否から独立した当社の社外取締役監査等委員で構成される独立委員会を設置しており、その設置時期、権限、活動等からみても、本独立委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。
- ・当社においては、利益相反の疑義を回避する観点から、応募予定株主、公開買付者及びその親会社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制として、代表取締役社長を中心に営業部門及び製造部門の担当取締役並びに管理部門の幹部職員からなる検討チームを組成した。当該検討チームは、本取引に利害関係を有する神山茂氏及び小畑氏を含めない形で組成されており、本独立委員会は、神山茂氏及び小畑氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、当社と公開買付者との間の協議及び交渉には参加していないとの報告を受けている。また、本独立委員会の設置に関する取締役会決議をはじめとし、当社の取締役会における本取引に係る当社取締役会の審議及び決議は、神山茂氏及び小畑氏を除く取締役において行われ又は行われる予定である。そして、当社取締役会は、少数株主の利益を保護し、判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的として本独立委員会を設置したところ、本独立委員会の設置に際して、当社取締役会は、本諮問事項に対する本独立委員会からの答申内容を最大限尊重することを決議している。加えて、当社株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成過程においても、神山茂氏及び小畑氏が関与しておらず、応募予定株主、公開買付者及びその親会社から独立した者の主導の下で作成されたことにつき、本独立委員会において確認がなされている。以上からすれば、本取引に関して当社が想定する社内の検討体制その他意思決定プロセスに関して、公正性に疑義のある点は見当たらない。
- ・当社は、応募予定株主、公開買付者及びその親会社並びに本取引の成否から独立した専門性を有するリーガル・アドバイザーである片岡総合法律事務所から法的助言を受けている。
- ・当社は、応募予定株主、公開買付者及びその親会社並びに本取引の成否から独立した専門性を有する第三者算定機関であるプルータスから、当社株式の株式価値に関する資料として本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンを取得している。
- ・本独立委員会は、応募予定株主、公開買付者及びその親会社並びに本取引の成否から独立した専門性を有するリーガル・アドバイザーである渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から法的助言を受けるとともに、当社が選任したリーガル・アドバイザーである片岡総合法律事務所及び第三者算定機関であるプルータスも信頼できると判断し、これらのアドバイザーからも専門的助言を受けた。
- ・本公開買付けにおいては、公開買付け期間が法令に定められた最短期間（20 営業日）よりも長期（31 営業日）に設定されるとともに、当社は、本公開買付けに際して、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っていない。したがって、本取引においては、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上でM&Aを実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われていると認められる。
- ・本公開買付けにおける買付予定数の下限は、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数を上回るように設定される予定であり、本公開買付けの成立には、本公開買

付けと利害関係のない一般株主の過半数の賛同（応募）を要し、一般株主による判断機会の確保をより重視することにつながり、かつ、一般株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることに資するものと認められる。

- ・本取引では、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースにおいて、本独立委員会に付与された権限の内容、本独立委員会における検討経緯や公開買付者との取引条件の交渉過程への関与状況、本答申書の内容及び本独立委員会の委員の報酬体系、本株式価値算定書（プルータス）の概要、当社が取得した本フェアネス・オピニオン、プルータスの重要な利害関係、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯、本取引を行うことを選択した背景・目的等について充実した情報開示がなされる予定となっており、当社の株主に対し、取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料は提供されることが予定されていると認められる。
- ・本取引においては、強圧性を排除するために望ましいとされる実務上の対応がなされているものと認められる。

エ 本取引を行うことの決定が当社の少数株主にとって不利益ではないか

上記アのとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的には合理性があると考えられること、上記イのとおり、本取引においては公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、上記ウのとおり、本取引の条件については公正性・妥当性が確保されていると考えられることから、当社が本取引を行うことの決定（公開買付者の実施する本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、応募予定株主、公開買付者及びその親会社から独立したリーガル・アドバイザーとして片岡総合法律事務所を選任し、片岡総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

なお、片岡総合法律事務所は、当社、応募予定株主、公開買付者及びその親会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係る片岡総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）全員の承認

当社取締役会は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、片岡総合法律事務所から受けた法的助言、SMB C日興証券から受けた助言、プルータスから受けた助言及び本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本答申書において示された本独立委員会の意見を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性について慎重に検討・協議を行いました。

その結果、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けについて、(i) 本公開買付けにより、強固な業務提携の更なる深耕による競争力向上並びにIT人材及び経営人材の確保といったシナジー効果が生ずることで、当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年4月5日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（当社取締役会は全9名で構成されるところ、小畑氏を除く8名）（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致で、本

公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。

なお、かかる当社の取締役会決議は、公開買付けが本公開買付け及びその後の一連の手続を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行っております。

また、当社の取締役9名のうち、小畑氏は、公開買付けの出身者であることから、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において本取引に関する検討並びに公開買付けとの協議及び交渉には一切関与していません。なお、神山茂氏は、2023年11月30日までは、取締役会長を務め、2024年2月の当社定時株主総会の終了時点までは取締役として在任しておりましたが、本独立委員会の設置への関与を含め、当社の立場において本取引に関する検討並びに公開買付けとの協議及び交渉には一切関与していません。

#### ⑥ 独立委員会における独立した法律事務所からの助言

独立委員会は、上記「③ 当社における独立した独立委員会の設置及び独立委員会からの答申書の取得」の「(i) 設置等の経緯」に記載のとおり、独立委員会独自の法務アドバイザーとして渥美坂井法律事務所・外国法共同事業を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本独立委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業は、当社、応募予定株主、公開買付け及びその親会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していません。本取引に係る渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。

#### 4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付け者は当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

##### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2024年2月28日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う場合には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得する等して、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを基本方針としております。

本株式併合の実施に関して、当社は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合していると考えております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引を行うことの決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、当社、応募予定株主、公開買付者及びその親会社から独立した本独立委員会から、2024年4月4日付で、本取引を行うことの決定が当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の本答申書の提出を受けております。

詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した独立委員会の設置及び独立委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

### III. 単元株式数の定め廃止について

#### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなることによるものです。

#### 2. 廃止予定日

2024年9月13日（予定）

#### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「IV. 定款の一部変更について」に記載する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

### IV. 定款の一部変更について

#### 1. 定款変更の目的

(1) 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(4) 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において本株

式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2024 年 9 月 13 日に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000</u> 株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>28</u> 株とする。</p>
<p><u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100 株とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 8 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(単元未満株式の買増し)</u> 第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 11 条～第 13 条 (条文省略)</p>	<p>第 8 条～第 10 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(定時株主総会の基準日)</u> 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 11 月 30 日とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第 11 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(電子提供措置等)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第30条 (現行どおり)</p>
--	--------------------------

3. 定款変更の日程

2024年9月13日 (予定)

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上